

青森県報

号外第八十四号

平成二十九年
十月十日
(火曜日)

目 次

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)(事務局) …… 一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 …… 同 …… 二
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任 …… 同 …… 二
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任 …… 同 …… 二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党的の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 三
- 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 三
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時 …… 同 …… 三
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時 …… 同 …… 三
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時 …… 同 …… 三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

平成二十九年十月九日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 時 …… 同 …… 四
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 …… 同 …… 四
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長、衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所 …… 同 …… 四
- 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 四
- 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 五
- 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 五
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 …… 同 …… 五

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、五三三人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二四〇、八二六人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 六、九八六八

西津軽郡選挙区 五、六七六八

南津軽郡選挙区 六、六四三八

北津軽郡選挙区 七、八九五八

上北郡選挙区 二八、一八四八

三戸郡選挙区 二〇、一七六八

青森市選挙区 八二、二四五八

弘前市選挙区 五〇、四三一人

八戸市選挙区 六五、七一九八

黒石市選挙区 九、八二七八

五所川原市選挙区 一九、六一四八

十和田市選挙区 一七、七四三八

三沢市選挙区 一一、〇一六八

むつ市選挙区 二一、五九一八

つがる市選挙区 九、六九四八

平川市選挙区 一一、一〇〇八

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
第一区	木村 豊	青森市長島四丁目一 二の二	丸尾 豊	青森市東造道一丁目 一の三
第二区	新岡 千覚	北津軽郡中泊町大字 福浦字浦島四七	村岡 祐子	八戸市内丸一丁目五 の二五
第三区	櫻田 静子	黒石市大字浅瀬石字 清川一四	三上 哲也	弘前市大字安原二丁 目四の二

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙分会長	選挙分会長職務代理者	
	氏名	住所
柿崎 光顯	弘前市大字桜ヶ丘四丁目 三の一	黒石市大字浅瀬石字清川 一四
櫻田 静子	黒石市大字浅瀬石字清川 一四	黒石市大字浅瀬石字清川 一四

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七

条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

審査分会長		審査分会長職務代理者	
氏名	住所	氏名	住所
新岡 千寛	北津軽郡中泊町大字福浦字浦島四七	木村 豊	青森市長島四丁目二の二

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のように定めたので告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十九年十月十日 午後五時三十分

青森県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名

称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第三百三十四条の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十九年十月十日 午後七時

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

選挙区名	場 所	日 時
第一区	青森市中央一丁目一の八 ラ・プラス青い森三階「プリムラ」	平成二十九年十月二十四日 午前十時三十分
第二区	青森市中央一丁目一の八 ラ・プラス青い森三階「カトレア」	平成二十九年十月二十四日 午前十時三十分
第三区	青森市中央一丁目一の八 ラ・プラス青い森三階「プリムラ」	平成二十九年十月二十四日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定に

より次のとおり定められたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 場所 青森市中央二丁目一の一八

ラ・プラス青い森三階「カトレア」

二 日時 平成二十九年十月二十四日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場
所及び日時を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二
十七条第一項の規定により次のとおり定められたので、同法第三十四条において準用する
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 場所 青森市中央二丁目一の一八

ラ・プラス青い森三階「プリムラ」

二 日時 平成二十九年十月二十四日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法
（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に關し支出すること
のできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

第一区制限額 二四、四六〇、五〇〇円

第二区制限額 二五、一五四、二〇〇円

第三区制限額 二四、五八四、六〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第七十五号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選
出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会
長の事務を行う場所を次のとおり定められたので告示する。

平成二十九年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

場 所 青森県選挙管理委員会事務局

所在地 青森市長島一丁目の一

ただし、平成二十九年十月十日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとす
る。

選挙区名	場 所	所 在 地
第一区	青森県庁南棟四階B会議室	青森市長島一丁目の一
第二区	八戸市庁本館三階議会第一委員会室	八戸市内丸一丁目の一
第三区	弘前市役所新館五階会議室	弘前市大字上白銀町の一

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区におけ
る選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定められたので、公職選挙法
（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規
定により告示する。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長 木 村 豊

- 一 場所 青森市長島一丁目一の
青森県選挙管理委員会事務局
- 二 日時 平成二十九年十月十九日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区選挙長 新 岡 千 覚

- 一 場所 青森市長島一丁目一の
青森県選挙管理委員会事務局

- 二 日時 平成二十九年十月十九日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長 櫻 田 静 子

- 一 場所 青森市長島一丁目一の
青森県選挙管理委員会事務局

- 二 日時 平成二十九年十月十九日 午後五時二十分

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十九年十月十日

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 柿 崎 光 顯

- 一 場所 青森市長島一丁目一の
青森県選挙管理委員会事務局

- 二 日時 平成二十九年十月十九日 午後五時二十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭